第3回調布市住民自治基本条例に関する市民懇談会傍聴アンケート内容

| NO. | カテゴリー | Q | A |
|-----|--------|-------------------------------|-----------------------|
| 1 | 内容について | まちづくりについては,市民ひとりひとりに思いがある。 | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | 自治基本条例は手続きだけではなく,思い(理念)を条項と | します。 |
| | | して盛り込んでいただきたい。 | |
| 2 | | 3人の委員さんの発表を伺って「条例をつくること」では | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | なく、「条例をつくるプロセス=より多くの人が参加して話し | します。 |
| | | 合うこと」が大切だと思った。 | |
| 3 | | 住民自治基本条例の中に盛る内容として「権利と義務」「権 | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | 利と責任」についての言及があったが,この条例の中では市 | します。 |
| | | 民の権利を謳うと同時に、それだけでなく、当然に「市民の | |
| | | 責任」は定めるべき事項であると思う。他市の例では ,「市民 | |
| | | は自らの発言と行動に責任を負う」と謳っている。 | |
| 4 | | 市民参画(市民が行政の機能を大切にしながら街づくりを | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | すること)を基本条例の根本におくことは当然必要である。 | します。 |
| 5 | | コミュニティをわずらわしいもの,付き合いでやらされる | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | ものと考える市民が少なくない。コミュニティ活性化の必要 | します。 |
| | | 性を確認し,条例の理念として確認しておくことが大切。 | |
| 6 | | 協働とは,立場の違う者が,それぞれの立場でしかできな | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | いことを主として行うことにより,生産(価値あることを生 | します。 |
| | | み出す)行為を共同で行うことではないか。 | |
| 7 | | 文章(条例等)により,活動が制約されることもあるが, | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | 活動内容や方法を明確にすることによって逆に活動が活性化 | します。 |
| | | されることもある。 | |

| 8 | 市民の義務については「どのようなものを義務にしていく | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
|-----|--------------------------------|-----------------------|
| 0 | | |
| | のか」。義務として認定する為の理由を明確にすることが大 | します。 |
| | 切。権利についても同じ。 | |
| 9 | 財源の確保は自治体によっては難しいものがある。国の態 | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | 度として国の言うことをきかなければ国は金は出さないとい | します。 |
| | うところに問題がある。財源確保の難しい自治体には,生活 | |
| | 保護のような自治体としての文化的活動が保証されるような | |
| | 制度が必要である。 | |
| 1 0 | 自治能力の育成及び課題発見能力とそれを解決する能力は | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | 社会教育の充実が必要。社会教育は 自分で資料を集め、そ | します。 |
| | れらを検討し, 見識者当の意見を講座等で聞き, それら | |
| | を基にして市民と行政の協働による,またはそれら単体によ | |
| | る議論によって行われると考える。 | |
| 1 1 | 基本条例においては,各条例(子ども条例等)において必 | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | ず盛り込むべき理念を一言に集約して盛り込むことが重要。 | します。 |
| | 各条例は基本条例の性質から改正される必要が出てくる可能 | |
| | 性があるが。 | |
| 1 2 | 条例の周知は , その理念を含めて e-ラーニングを用いて講 | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | 座の形で行えると効果があがると考える。 | します。 |
| 1 3 | 気づいたものが気づいた事をするということは正しい。し | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | かし,個人主義の強い若者が社会参画していく事の少なさが | します。 |
| | 目立つ。個人主義の風潮の中における,協調主体の社会生産 | |
| | (社会に必要なものを作り上げていく)の意味を若者に伝え | |
| | る手段を考えていく必要がある。個人主義が保たれるために | |
| | は,よい社会がそこにないといけないことを伝えていくべき。 | |
| | | |
| | | |

| 1 4 | | 条例の規範性は,必ず盛り込むべき理念は,それは高くも | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
|-----|---------|--|-----------------------|
| ' - | | つべきである。 | します。 |
| 1 5 | | ごれことのも。 社会教育において市民がやるべき事 , 行政がやるべき事 , | |
| 1 5 | | | |
| | | それらの理由を創造しながら,学習していくことが大切であ | します。 |
| | | る。それが調布まちづくりにつながる。 | |
| 1 6 | | 権利と義務は,それぞれそれが成り立つ理念があるか,そ | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | の理念がなぜ必要と強調されるのかについても義務教育では | します。 |
| | | 学ぶことが大切。 | |
| 1 7 | | 議員の「代表」と「代理」について,日本語の意味として | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | は違うが,議員の行為の内容としては同じであると考える。 | します。 |
| | | 議員はこれを考えて倫理上問題にならない様に行動すべき。 | |
| 1 8 | | 条例に「義務」を入れることは,法的におかしくないと考 | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | える。日本国憲法にも国民の義務がかかれているからである。 | します。 |
| 1 9 | | 行政部門の行政上の責任を明確にすることは大切である。 | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | しかし,ひとつの部門だけでなく多部門で責任を持つものも | します。 |
| | | あり,それらが予期せぬ形で出現をしてきた場合も含めて, | |
| | | 行政部門に対する市長の責任配分をケースバイケースで認め | |
| | | る制度を確立していくべき。 | |
| 2 0 | 市民参加につい | 仕事で中心になっている年齢(40代)の方々が社会活動 | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | て | においても活躍できるように工夫する必要がある。よい仕掛 | します。 |
| | | けを考えていただきたい。 | |
| 2 1 | | すべての人が参加できる市民生活として,昼間調布にいな | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | │ │ い男性が,どのような活動を休日にできるのか。まちづくり | します。 |
| | | の市民活動を(共働きの夫婦が多いので)休日に夫婦で参加 | |
| | | できる状況を作っていくべき。 | |
| | | | |
| | | | |

| 2 2 | 運営について | 会場が広くなり,傍聴席もテーブルが広くなったので資料 | 今後もスペースの確保をしてまいります。 |
|-----|--------|-----------------------------|-------------------------|
| | | を広げてみることができるようになった。今後も広さを確保 | |
| | | してほしい。 | |
| 2 3 | | 物事を決める会議の方法としていくつかの小集団をつく | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | り,それらには同じ課題で議論してもらい,最後に各集団に | します。 |
| | | 議論結果を発表してもらい,全体(大集団)でまとめていく | |
| | | 方法もある。 | |
| 2 4 | | 条例作成市民フォーラムと当市民懇談会を別に作った意味 | 「みんなで調布自治基本条例をつくる会」は,市 |
| | | がわからない。行政が市民フォーラムに参加し,できれば援 | 民フォーラムが呼び掛けて,市民が自主的に開催し |
| | | 助するほうがよいのではないか。 | ているものです。今後,つくる会以外にも勉強会や |
| | | | 検討会ができ,住民自治基本条例について活発な議 |
| | | | 論があることは望ましいと考えますが,市が市民フ |
| | | | ォーラムに参加することは考えておりません。 |
| 2 5 | その他 | 憲法21条で表現の自由は保障されているはずです。意見 | 「意見書」は変更していません。意見書を踏まえ |
| | | 書の変造は刑法159条の私文書偽造にあたるのでは? | て作成した調布市の「市民参加プログラム(案)」 |
| | | | について,市役所内の各部からの意見を斟酌し、修 |
| | | | 正を行ったものです。このような過程を通して調布 |
| | | | 市の市民プログラムの内容が決定しました。 |
| 2 6 | | 第2回傍聴アンケート内容の回答について,資料の複写は | 資料の提供については,現金の収受を伴いますの |
| | | 行政資料室を利用ということであったが,勤務の都合で平日 | で,行政資料室での扱いとさせていただきます。御 |
| | | 昼間の利用が難しい。なんとかならないか。 | 了承ください。 |
| 2 7 | | 「案」の内容改正はできるかぎり「案」を作る人が全員参 | 第3回傍聴者の意見としてまとめて委員に開示 |
| | | 加できる状態で行うべき。行政がそれを行うときは少なくと | します。 |
| | | も「案」を作る人たちの承認を必要とするべき。 | |
| | | | |
| | | | |

| 2 8 | 意見を書く紙が足りないのでなんとかして欲しい。 | 様式の変更や追加はいたしませんが,裏面に書い |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| | | ていただいたり,別紙に書いていただいても結構で |
| | | す。別紙がお手元にない場合は,当日事務局にお申 |
| | | し出ください。 |